

令和4年4月14日

保護者の皆様

大津市立瀬田中学校
校長 人見 和宏

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」に基づき、臨時休校等の措置をとることがありますので、下記についてご承知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「特別警報」および「暴風を含む警報」の発令時における措置

① 臨時休校

・午前7時において「大津市南部」に「特別警報」および「暴風を含む警報」が発令されている場合は、臨時休校とします。

その後、途中で警報が解除になった場合も、その日は臨時休校となります。

② 下校時刻の繰り上げ

・登校後、上記の警報が発令された場合や発令が必至と判断される場合には、直ちに教育活動を取り止め、生徒の安全を最優先し下校などの措置をとります。また、状況によっては、下校が難しいと判断される場合、学校に留め置くなど安全を確保できる方法を取り、その後状況に応じて一斉下校などの措置をとることがあります。

・午前7時を過ぎて上記の警報が発令された場合で登校時間前であれば、登校せずに自宅待機（臨時休校）となります。

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）発令時における措置

・原則として平常授業を行います。この場合であっても、登下校時の生徒の安全確保が憂慮されるときは、特別の措置（臨時休校、始業開始時刻および下校時刻の変更等）を取ることがあります。

3 地震発生時における措置

① 臨時休校

・前日の下校後から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に、大津市において「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、その日は臨時休校とします。

② 登校後の場合

・学校防災マニュアルに従って速やかに避難させます。また、下校については、通学路等の安全を確認のうえ指示をします。

4 その他

・下校時刻を繰り上げ一斉下校等の措置をとる可能性がある場合は、事前に生徒が自宅に入れるような手立てをお願いします。

・上記の一斉下校等、緊急連絡は原則メール配信によりお伝えします。